

水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準の見直しについて

平成23年10月24日

福島県生活環境部

1 亜鉛含有量の排水基準について

(1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準

- 水質汚濁防止法（以下「法」という。）に基づく排水基準は、公共用水域の環境基準を達成・維持するため、特定事業場からの排出水中の汚染物質を全国一律の濃度基準で規制することを目的として、42項目について排水基準を定める省令で定められており、生活環境に係る物質（化学的酸素要求量等）15項目、人の健康に係る物質（有害物質）27項目が対象となっている。
- このうち、亜鉛含有量（以下「亜鉛」という。）の一律排水基準については、日平均排水量が50m³以上の特定事業場を対象として、従来から5mg/Lと定められていたが、水生生物保全の観点から平成15年に環境基準が設定されたことを受けて、平成18年12月から2mg/Lに強化されている。
- 平成18年12月の改正で亜鉛の一律排水基準を強化する際、この基準に直ちに対応することが困難な10業種については、平成23年12月10日までの5年を期限として、暫定排水基準（5mg/L）が適用されている。
- 今般、平成23年12月10日をもって暫定排水基準が適用期限を迎えることから、環境省では、平成23年12月11日以降の方針を示し、省令を改正することとしている。（10月下旬に公布予定）

【平成23年12月11日以降の環境省の方針】

- | | |
|---|--|
| 1 | 無機顔料製造業等7業種を一律排水基準（2mg/L）へ移行 |
| 2 | 金属鋳業等3業種に係る暫定排水基準（5mg/L）の適用期限をさらに5年間延長 |

【暫定排水基準が適用される業種の推移】

平成18年12月	→	平成23年12月改正（予定）
10業種	→	3業種

【一律排水基準へ移行する 7 業種】

無機顔料製造業、無機化学工業製品製造業、表面処理鋼材製造業、非鉄金属第一次製錬・精製業、非鉄金属第二次製錬・精製業、建設用・建築用金属製品製造業及び溶融めっき業

【暫定排水基準が適用される 3 業種】

金属鉱業、電気めっき業及び下水道業（前述の 2 業種に属する特定事業場から排出される水を受け入れている下水道施設であって、一定の条件に該当するものに限る。）

(2) 大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（上乘せ条例）の上乗せ排水基準

- 法に基づく一律排水基準は、最低限の許容濃度として定められていることから、同法第 3 条第 3 項では、都道府県知事が地域の实情に応じて一律排水基準よりも厳しい基準（以下「上乘せ排水基準」という。）を定めることができる旨を規定している。本県では、県内の公共用水域の水質保全を積極的に図る観点から、大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和 50 年条例第 18 号。以下「上乘せ条例」という。）を制定し、上乘せ排水基準を設定している。
- このうち、亜鉛については、従来から、日平均排水量が 10m³以上又は 30m³以上の特定事業場を対象として、水域区分及び業種ごとに上乘せ排水基準を定めていたが、平成 18 年 12 月の法に基づく一律排水基準の改正に伴い、同法との整合を図るため、平成 19 年 3 月に上乘せ排水基準を改正し、現在の基準（1mg/L 又は 2mg/L）に至っている。
- その際、法に基づく暫定排水基準が適用される 10 業種については、暫定排水基準よりも厳しい暫定上乘せ排水基準を設定しており、現在の暫定上乘せ排水基準の適用期限は、省令と同様の平成 23 年 12 月 10 日までとなっている。

【国と県の亜鉛の排水規制の関係】

（単位：mg/L）

国の規制（法）	県の規制（上乘せ条例）
一律 5（S46.6～H18.12）	上乘せ 1、2 又は 4（S50.10～H19.3）
一律 2（H18.12～）	上乘せ 1 又は 2（H19.3～）
暫定 5（H18.12～H23.12） （10業種）	暫定上乘せ 1、2 又は 4（H19.3～H23.12） （10業種）
一律 2（H18.12～）	上乘せ 1 又は 2（H19.3～）
暫定 5（H23.12～）（3業種）	暫定（H23.12～）（見直し中）

備考 一律：一律排水基準、暫定：暫定排水基準、上乘せ：上乘せ排水基準、暫定上乘せ：暫定上乘せ排水基準（法では日平均排水量 50m³以上を対象、上乘せ条例では日平均排水量 10m³以上又は 30m³以上を対象）

2 上乗せ条例における亜鉛の上乗せ排水基準を見直す必要性について

現在の亜鉛の暫定上乗せ排水基準は、平成23年12月10日をもって適用期限を迎えることから、これ以降の排水基準については、従前の上乗せ条例の考え方を踏襲し、法に基づく一律排水基準の適用の考え方と整合を図りながら、暫定措置を定める必要がある。

3 上乗せ条例における亜鉛の暫定上乗せ排水基準の見直し（改正案）について

(1) 暫定排水基準（5 mg/L）から一律排水基準（2 mg/L）へ移行する7業種について

- 4 mg/L又は2 mg/Lの暫定上乗せ排水基準が適用されている場合は、2 mg/Lの上乗せ排水基準を適用させるため、暫定上乗せ排水基準の適用対象から除く。
- 1 mg/Lの暫定上乗せ排水基準が適用されている場合は、1 mg/Lの上乗せ排水基準を適用させるため、暫定上乗せ排水基準の適用対象から除く。

(2) 暫定排水基準（5 mg/L）の適用期間が延長される3業種について

- 4 mg/L又は2 mg/Lの暫定上乗せ排水基準が適用されている場合は、省令改正案と同様、暫定上乗せ排水基準の適用期間を5年間延長して平成28年12月10日までとする。（1 mg/Lの暫定上乗せ排水基準の適用はない。）

【国と県の亜鉛の業種別排水規制の関係】

(単位：mg/L)

業種	国の規制（法）		県の規制（上乗せ条例）	
	現行	改正案	現行	改正案
無機顔料製造業等 （7業種）	暫定5	一律2	暫定上乗せ4	上乗せ2
			暫定上乗せ2	上乗せ2
			暫定上乗せ1	上乗せ1
金属鉱業等 （3業種）	暫定5	（同左）	暫定上乗せ4	（同左）
			暫定上乗せ2	（同左）
上記以外	一律2	/	上乗せ2	/
			上乗せ1	

備考 一律：一律排水基準、暫定：暫定排水基準、上乗せ：上乗せ排水基準、暫定上乗せ：暫定上乗せ排水基準（法では日平均排水量50m³以上を対象、上乗せ条例では日平均排水量10m³以上又は30m³以上を対象）

4 上乗せ条例に基づく上乗せ排水基準の改正に伴う関係事業場等への影響について

(1) 暫定上乗せ排水基準の適用を除外する7業種に該当する特定事業場は、県内に約25事業場が所在しているが、これまでの立入検査の結果から、事業者が特段の措置を講じなくても、今後適用する上乗せ排水基準に対応できる状況にある。

(2) 暫定上乗せ排水基準の適用期限を延長する3業種に該当する特定事業場は、県内に約50事業場が所在しているが、今回の改正では、適用期限を延長する措置のため、事業者による新たな対応は不要である。